

OCNリモートサポートサービス利用規約【現改比較表】 2023年6月28日現在

～2023年6月30日

2023年7月1日～

(本規約の目的)

第1条 [エヌ・ティ・ティ・ソナント株式会社](#) (以下「当社」といいます。) は、このOCN リモートサポートサービス利用規約 (以下、別紙を含め「本規約」といいます。) を定め、これによりOCN リモートサポートサービス (以下「本サービス」といいます。) を提供します。

(本規約の変更)

第2条 当社は本規約を変更することがあります。当該変更を行うときは、当該変更後の本規約の内容及びその効力発生時期を、当社のWeb サイト上 (<https://www.nttr.co.jp/corporate/agreement.html>) への掲載その他の適切な方法により周知します。

2 本規約の変更の効力が発生した後、契約者が、特段の申し出なく、本サービスを利用したとき、利用料金を支払ったとき、その他当該変更の特段の異議なく承諾したものと当社が判断したときは、かかる変更同意したもののみなし、特に断りの無い限り料金その他の提供条件は変更後の規約によります。

3 当社は、電気通信事業法施行規則 (昭和60年郵政省令第25号) 第22条の2の3第2項第1号に該当する事項の変更を行うときは、当社のホームページに掲示する方法、個別に通知する方法又はその他当社が適当であると判断する方法により説明します。

(用語の定義)

第3条 本規約において用いられる次の用語は、それぞれ次の意味で使用します。

(用語の定義)

(本規約の目的)

第1条 [株式会社NTTドコモ](#) (以下「当社」といいます。) は、このOCN リモートサポートサービス利用規約 (以下、別紙を含め「本規約」といいます。) を定め、これによりOCN リモートサポートサービス (以下「本サービス」といいます。) を提供します。

(本規約の変更)

第2条 当社は本規約を変更することがあります。当該変更を行うときは、当該変更後の本規約の内容及びその効力発生時期を、当社のWeb サイト上 (https://www.nttr.co.jp/corporate_profile/agreement.html) への掲載その他の適切な方法により周知します。

2 本規約の変更の効力が発生した後、契約者が、特段の申し出なく、本サービスを利用したとき、利用料金を支払ったとき、その他当該変更の特段の異議なく承諾したものと当社が判断したときは、かかる変更同意したもののみなし、特に断りの無い限り料金その他の提供条件は変更後の規約によります。

3 当社は、電気通信事業法施行規則 (昭和60年郵政省令第25号) 第22条の2の3第2項第1号に該当する事項の変更を行うときは、当社のホームページに掲示する方法、個別に通知する方法又はその他当社が適当であると判断する方法により説明します。

(用語の定義)

第3条 本規約において用いられる次の用語は、それぞれ次の意味で使用します。

(用語の定義)

第3条 本規約において用いられる次の用語は、それぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
OCN 光	当社の I P 通信網サービス契約約款別冊（オープンコンピュータ通信網サービス）に規定する第2種オープンコンピュータ通信網サービス（タイプ8のコース1に係るものに限り）
OCN 光契約	当社から OCN 光の提供を受けるための契約
OCN 光契約者	当社と OCN 光の契約を締結している者
本契約	当社から本サービスの提供を受けるための契約
契約者	当社と本契約を締結している者
専用受付番号	契約者が本サービスを利用するために当社が指定した電話番号。受付時間は別紙1（提供時間）に定めるところによります。
本ソフト	契約者のパソコン等にインストールし、契約者の承諾に基づき当社オペレータがそのパソコン等を遠隔操作することを可能とする機能等を有したソフトウェア。本ソフトの利用条件及び対象となるパソコン等については、別紙2（本ソフトの利用条件）に定めるところによります。
リモートサポート	本ソフトがインストールされた契約者のパソコン等を、契約者の要請に基づき当社オペレータがそのパソコン等を遠隔操作して行う課題解決等
オンラインパソコン教室	専用受付番号への要請に基づき、1回30分程度でインターネットの活用方法を解説するサービス。カリキュラムは別紙3（オンラインパソコン教室のカリキュラム）に定めるところによります。
本サービス	専用受付番号への要請に基づき、契約者のパソコン等の状況に関する問診、リモートサポート、電話での課題解決方法の説明及びオンラインパソコン教室等を行

第3条 本規約において用いられる次の用語は、それぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
OCN 光	当社の I P 通信網サービス契約約款別冊（オープンコンピュータ通信網サービス）に規定する第2種オープンコンピュータ通信網サービス（タイプ8のコース1に係るものに限り）
OCN 光契約	当社から OCN 光の提供を受けるための契約
OCN 光契約者	当社と OCN 光の契約を締結している者
本契約	当社から本サービスの提供を受けるための契約
契約者	当社と本契約を締結している者
専用受付番号	契約者が本サービスを利用するために当社が指定した電話番号。受付時間は別紙1（提供時間）に定めるところによります。
本ソフト	契約者のパソコン等にインストールし、契約者の承諾に基づき当社オペレータがそのパソコン等を遠隔操作することを可能とする機能等を有したソフトウェア。本ソフトの利用条件及び対象となるパソコン等については、別紙2（本ソフトの利用条件）に定めるところによります。
リモートサポート	本ソフトがインストールされた契約者のパソコン等を、契約者の要請に基づき当社オペレータがそのパソコン等を遠隔操作して行う課題解決等
オンラインパソコン教室	専用受付番号への要請に基づき、1回30分程度でインターネットの活用方法を解説するサービス。カリキュラムは別紙3（オンラインパソコン教室のカリキュラム）に定めるところによります。
本サービス	専用受付番号への要請に基づき、契約者のパソコン等の状況に関する問診、リモートサポート、電話での課題解決方法の説明及びオンラインパソコン教室等を行

	うサービス。
本サービス取扱所	本サービスに関する業務を行う当社の事務所
IPv6 通信	OCN 光において、インターネットプロトコルバージョン 6 によって行う通信
契約者識別符号	当社の I P 通信網サービス契約約款に定める I P 通信網契約者を識別するための英字及び数字の組合せであって、I P 通信網契約に基づいて当社が I P 通信網契約者に割り当てるもの
請求事業者	OCN リモートサポートサービスの料金その他の債務に係る当社の債権を譲渡した当社が別に定める事業者 (注) 本欄に規定する当社が別に定める事業者は、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社とします。
特定請求事業者	当社が請求事業者に対して譲渡した債権を、請求事業者が定める「 NTT レゾナント ご利用料金等の請求・収納業務」に関わる取扱い規約に従い更に譲渡する事業者

	うサービス。
本サービス取扱所	本サービスに関する業務を行う当社の事務所
IPv6 通信	OCN 光において、インターネットプロトコルバージョン 6 によって行う通信
契約者識別符号	当社の I P 通信網サービス契約約款に定める I P 通信網契約者を識別するための英字及び数字の組合せであって、I P 通信網契約に基づいて当社が I P 通信網契約者に割り当てるもの
請求事業者	OCN リモートサポートサービスの料金その他の債務に係る当社の債権を譲渡した当社が別に定める事業者 (注) 本欄に規定する当社が別に定める事業者は、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社とします。
特定請求事業者	当社が請求事業者に対して譲渡した債権を、請求事業者が定める「 NTT ドコモの OCN ご利用料金等の請求・収納業務」に関わる取扱い規約に従い更に譲渡する事業者

第 4 条～第 3 2 条（略）

（個人情報の取扱）

第 3 3 条 契約者は、本サービスの提供に不可欠な当社の契約事業者から請求があったときは、当社がその契約者の氏名及び住所等を、その事業者に通知する可能性があることについて、予め了承するものとします。

2 契約者は、当社が、本サービスの提供のため、本サービスの提供の過程において契約者の個人情報を

第 4 条～第 3 2 条（略）

（個人情報の取扱）

第 3 3 条 契約者は、本サービスの提供に不可欠な当社の契約事業者から請求があったときは、当社がその契約者の氏名及び住所等を、その事業者に通知する可能性があることについて、予め了承するものとします。

2 契約者は、当社が、本サービスの提供のため、本サービスの提供の過程において契約者の個人情報を知

<p>知り得てしまう場合があることについて、予め了承するものとします。</p> <p>3 当社は、前項の規定により契約者から知り得た個人情報及び別紙6（本ソフトが取得する情報）に規定する個人情報については、当社のWeb サイト上（https://www.nttr.co.jp/privacy_policy/）で定める「プライバシーポリシー」に基づき取り扱うものとします。</p> <p>4 当社が第39条（債権の譲渡）第1項の規定に基づき請求事業者に債権を譲渡する場合において、当社がその契約者の氏名、住所及び契約者回線等番号等、料金の請求に必要となる情報及び第16条（利用停止）の規定に基づきその本サービスの利用を停止している場合はその内容等、料金の回収に必要となる情報を請求事業者に提供することについて、同意していただきます。</p> <p>5 請求事業者から特定請求事業者に対して債権が再譲渡される場合、請求事業者に提供された前項の情報は、特定請求事業者にも提供されるものとし、本契約者は、当社又は請求事業者による特定請求事業者への情報の提供につき同意していただきます。</p> <p>6 債権が請求事業者から特定請求事業者に再譲渡された場合、契約者は、その債権に関して料金が支払われた等の情報が請求事業者に提供されることにつき同意していただきます。この同意は、当社が特定請求事業者に代わって契約者から取得したものととして取り扱われます。</p> <p>7 前項に規定する債権の再譲渡の有無にかかわらず、39条（債権の譲渡）第1項の規定に基づく債権を譲渡がなされた場合、その債権に関して料金が支払われた等の情報は、当社にも提供されることにつき契約者は同意するものとします。この同意は、当社が請求事業者に代わって網契約者から取得したものととして取り扱われます。</p>	<p>り得てしまう場合があることについて、予め了承するものとします。</p> <p>3 当社は、前項の規定により契約者から知り得た個人情報及び別紙6（本ソフトが取得する情報）に規定する個人情報については、当社のWeb サイト上（https://www.docomo.ne.jp/utility/privacy/）で定める「プライバシーポリシー」に基づき取り扱うものとします。</p> <p>4 当社が第39条（債権の譲渡）第1項の規定に基づき請求事業者に債権を譲渡する場合において、当社がその契約者の氏名、住所及び契約者回線等番号等、料金の請求に必要となる情報及び第16条（利用停止）の規定に基づきその本サービスの利用を停止している場合はその内容等、料金の回収に必要となる情報を請求事業者に提供することについて、同意していただきます。</p> <p>5 請求事業者から特定請求事業者に対して債権が再譲渡される場合、請求事業者に提供された前項の情報は、特定請求事業者にも提供されるものとし、本契約者は、当社又は請求事業者による特定請求事業者への情報の提供につき同意していただきます。</p> <p>6 債権が請求事業者から特定請求事業者に再譲渡された場合、契約者は、その債権に関して料金が支払われた等の情報が請求事業者に提供されることにつき同意していただきます。この同意は、当社が特定請求事業者に代わって契約者から取得したものととして取り扱われます。</p> <p>7 前項に規定する債権の再譲渡の有無にかかわらず、39条（債権の譲渡）第1項の規定に基づく債権を譲渡がなされた場合、その債権に関して料金が支払われた等の情報は、当社にも提供されることにつき契約者は同意するものとします。この同意は、当社が請求事業者に代わって網契約者から取得したものととして取り扱われます。</p>
<p>第34条～第38条（略）</p>	<p>第34条～第38条（略）</p>
<p>（債権の譲渡）</p> <p>第39条 契約者は、この規約の規定により支払いを要することとなった本サービスの料金その他の債権を、当社が請求事業者であるエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（以下「請求事業者」と</p>	<p>（債権の譲渡）</p> <p>第39条 契約者は、この規約の規定により支払いを要することとなった本サービスの料金その他の債権を、当社が請求事業者であるエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（以下「請求事業者」とい</p>

います。) に対し譲渡することをあらかじめ承認していただきます。当社及び請求事業者は、契約者への個別通知又は譲渡承認の請求を省略し、契約者は請求事業者の定める「[NTTレゾナント](#)ご利用料金等の請求・収納業務」に関わる取扱い規約に従っていただきます。

2 請求事業者は、当社から譲り受けた債権を請求事業者の定める「[NTTレゾナント](#)ご利用料金等の請求・収納業務」に関わる取扱い規約に基づき特定請求事業者（当社が請求事業者に対して譲渡した債権を、請求事業者が定める「[NTTレゾナント](#)ご利用料金等の請求・収納業務」に関わる取扱い規約に従い更に譲渡規定する事業者をいいます。）に対して譲渡する場合があります。この場合、特定請求事業者から契約者への請求書等の送付をもって特定請求事業者が請求事業者に代わって債権譲渡を通知したものと取扱うものとし、契約者は、特定請求事業者の定める「通信サービスご利用料金等の請求・収納業務」に係る取扱い規約に従っていただきます。

います。) に対し譲渡することをあらかじめ承認していただきます。当社及び請求事業者は、契約者への個別通知又は譲渡承認の請求を省略し、契約者は請求事業者の定める「[NTTドコモのOCN](#)ご利用料金等の請求・収納業務」に関わる取扱い規約に従っていただきます。

2 請求事業者は、当社から譲り受けた債権を請求事業者の定める「[NTTドコモのOCN](#)ご利用料金等の請求・収納業務」に関わる取扱い規約に基づき特定請求事業者（当社が請求事業者に対して譲渡した債権を、請求事業者が定める「[NTTドコモのOCN](#)ご利用料金等の請求・収納業務」に関わる取扱い規約に従い更に譲渡規定する事業者をいいます。）に対して譲渡する場合があります。この場合、特定請求事業者から契約者への請求書等の送付をもって特定請求事業者が請求事業者に代わって債権譲渡を通知したものと取扱うものとし、契約者は、特定請求事業者の定める「通信サービスご利用料金等の請求・収納業務」に係る取扱い規約に従っていただきます。

[附 則（令和5年6月15日 レバN第009600000741-01号）](#)

[（実施期日）](#)

[1 この改正規定は、令和5年7月1日から実施します。](#)

[（吸収合併に伴う取り扱いについて）](#)

[2 エヌ・ティ・ティレゾナント株式会社（以下「レゾナント」といいます。）が次の表の左欄のプライバシーポリシー（以下「旧プライバシーポリシー」といいます。）](#)

[の規定により締結し、令和5年5月15日付け吸収合併契約により当社に承継された契約の規定は、この改正規定実施の日において、次の表の右欄の規約（以下「新規約」といいます。）の規定によるものとします。](#)

旧規約	新規約
OCN リモートサポートサービス利用規約	OCN リモートサポートサービス利用規約

[3 旧約款によりレゾナントが締結した契約に係る次に掲げる事項（附則別表に係るものを含まず。）に](#)

	<p><u>については、当社に承継されたこの附則 2 の表の右欄の約款に基づく契約において、なお従前のとおりとします。</u></p> <p><u>(1)品目及び通信又は保守の態様による細目等</u></p> <p><u>(2)期間(最低利用期間を含みます。)に係る起算日</u></p> <p><u>(3)付加機能</u></p> <p><u>(4)附帯サービス</u></p> <p><u>(5)その他旧約款に基づくサービス提供条件</u></p> <p><u>4 旧約款の規定によりレゾナントに預け入れ、令和5年5月15日付け吸収合併契約により当社に承継された前受金については、この改正規定実施の日において、当社が新約款に基づいて取り扱います。</u></p> <p><u>5 この改正規定実施前に、レゾナントに対し旧約款の規定により行った手続きその他の行為は、新約款の規定に基づいて行ったものとみなします。</u></p>
別紙 1 ～ 別紙 7 (略)	別紙 1 ～ 別紙 7 (略)